

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇訓令 鳥取県地方事務所処務規程の一部改正
- ◇告示 私立各種学校の設置認可
昭和二十七年鳥取県建築代理士試験の実施について
- 土地改良区設立の認可申請
- ◇敘任及び辞令 中本敏男
昭和二十八年一月二十三日鳥取県告示第三十二号中訂正
- ◇正誤 昭和二十八年一月三十日鳥取県規則第八号中訂正

訓令

鳥取県訓令第三号

序 中 一 般
地 方 事 務 所

鳥取県地方事務所処務規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條第三号中「保護係」を「保護係（西伯地方事務所を除く）」に改め、「保護係（西伯地方事務所を除く）」の次に

「保護第一係（西伯地方事務所に限る）」

保護第二係（西伯地方事務所に限る）」

を加える。

第五條中「保護係」を「保護係（西伯地方事務所を除く）」に改め、保護係（西伯地方事務所を除く）の分掌事項の次に次の係を加える。

保護第一係（西伯地方事務所に限る）」

一 西伯郡東部地区の生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める授護育成又は更生の措置に関すること。

一 西伯郡東部地区の生活保護法の保護の決定及び実施

告示

鳥取県告示第七十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條及び第八十三條の規定により私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和二十八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	所在地	設置者	認可年月日
昭和洋裁女学院	米子市錦町三丁目九八番地	中村 権六	昭和二十八年二月二十一日
レデイス洋裁学院	気高郡鹿野町大字鹿野四番地ノ一	山根 栄	〃

鳥取県告示第七十一号

鳥取県建築代理業條例（昭和二十五年十二月鳥取県條例第五十五号）第十條の規定により昭和二十七年年度鳥取県建築代理士試験を次の要領により実施する。

昭和二十八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 行旅病人、行旅死亡人の取扱に關すること。
- 一 浮浪者保護の取扱に關すること。
- 一 民生委員に關すること。
- 一 生活保護施設の指導に關すること。
- 一 保護第二係（西伯地方事務所に限る）
- 一 西伯郡西部地区の生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護育成又は更生の措置に關すること。
- 一 西伯郡西部地区の生活保護法の保護の決定及び実施に關すること。
- 一 社会福祉統計に關すること。
- 一 児童福祉施設の指導に關すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月二十八日から適用する。

第一 受験資格

昭和二十八年三月三十一日までに次の各号の一に該当する者。

- 一 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれと同等以上の学校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後建築に關して一年以上の実務の経験を有する者。
- 二 建築に關して、三年以上の実務の経験を有する者。

第二 申込手続

1 申込期間

昭和二十八年三月十日から同年三月二十日まで。
（郵送の場合は、この期間内の消印のあるものに限ります。）

2 申込方法

イ 申込関係用紙の請求先

鳥取県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所（以下「土木出張所」という。）

（郵便で請求する場合は表に「建築代理士、試験申込

用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつた宛先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。）

ロ 申込書類の提出

受験申込書に次の書類を添付して建築課又は土木出張所に提出して下さい。

- 一 履歴書
- 二 受験票
- 三 第一第一号に該当する者は、その学校の卒業証書写又は証明書
- 四 写真

脱帽正面上半身を写したものを受験票に添付する。

ハ 受付

県建築課及び土木出張所で受付けたときは受験番号と係員の印を押した受験票を渡します。

三 試験の期日、場所、方法及び合格の通知

1 試験の期日及び時間割

昭和二十八年三月二十九日（日曜日）

建築基準法関係法規 午前九、三〇——一、三〇
 代理業條例関係法規 午後〇、三〇——一、三〇
 計 午後二、〇〇——三、〇〇

2 試験場所
 鳥取市東町鳥取西高等学校

3 携行品
 イ 受験票

ロ 鉛筆、小刀、消ゴム、三〇センチメートルの物指
 ハ 晝食

4 合格の通知及び発表
 試験に合格した者には本人に通知をすると共に建築課
 において公示します。

発表は昭和二十八年四月下旬の予定です。

注意

1 申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県建
 築課へ連絡して下さい。

2 その他不明の点については県建築課及び土木出張所
 に問い合わせして下さい。

(通信による問合せのときは郵便切手をはつた宛先明
 記の封筒又は葉書を同封のこと)

鳥取県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七條第
 一項の規定により、別表のとおり土地改良区の設立認可
 の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款に
 つき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定し
 た。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則(昭
 和二十四年農林省令第七十五号)第十六條の規定によ
 り、次のとおり公告する。

昭和二十八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年二月二十八日から同年三月十九日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

別表

住所	氏名	土地改良区の名称	縦覧の場所
八頭郡國中村大字池田	上嶋 正実	國中村東部土地改良区	八頭郡國中村役場
船岡町大字船岡	裏坂 憲一	船岡町下船岡	船岡町
中私都村大字市場	平井 源藏	中私都村市場	中私都村
大御門村大字市谷	坂本 幸藏	大御門村市谷	大御門村
船岡町大字塩上	松本 松治	船岡町本手井手	船岡町
社村大字古用瀬	原 鉄藏	社村古用瀬	社村
散岐村大字佐貫	中村昇太郎	散岐村八日市上井手	散岐村
丹比村大字下徳丸	中島 福義	丹比村下徳丸	丹比村
西郷村大字弓河内	竹内虎之助	西郷村弓河内	西郷村
東伯郡赤碕町大字赤碕	三谷 実	丹原井手	東伯郡赤碕町
橋津村大字上橋津	奥田石太郎	橋津村上橋津	成美村
			橋津村

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ
 るときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事
 に申し立てること。

由良町大字大谷	河本 辰三	由良町中駄道	由良町
高城村大字上福田	藤本 豊藏	高城村上福田	高城村
泊村大字原	藤井 信義	泊村原	泊村
西伯郡大高村大字尾高	後藤 績	大高村尾高	西伯郡大高村
賀野村大字市山	山中 市三	賀野村中谷	賀野村
大山村大字豊房	松尾 誠壽	大山村豊房	大山村
宇田川村大字高井谷	森田 文一	宇田川村下畷	宇田川村
光徳村大字東坪	小谷 岩治	光徳村東坪	光徳村
八頭郡用瀬町大字別府	岩本 傳市	用瀬町別府	八頭郡用瀬町
国英村大字釜口	遠藤 善行	国英村釜口	国英村
智頭町大字智頭	前川 傳次	智頭町上市場	智頭町
気高郡湖山村	上山雄次郎	湖山村湖山前	気高郡湖山村
勝部村大字紙屋	藤内 幸一	勝部村紙屋楠根	勝部村
末恒村大字内海	鶴戸口 静夫	末恒村内海川	末恒村
浜村町大字浜村	米田 林治	浜村町浜村	浜村町
豊実村大字大栢	谷口 美嘉	豊実村大栢	豊実村
鹿野町大字鹿野	那須 豊吉	鹿野町大井手	鹿野町
大郷村大字福井	福本 博元	大郷村福井	大郷村
宝木村大字奥細見	川田 良一	宝木村水尻	宝木村

東伯郡灘手村大字谷	田中 実吉	外十四名
浅津村大字上浅津	川口 武雄	〃
西伯郡法勝寺村大字法勝寺	高橋 弥一	外十五名
庄内村大字古野堂	吉野 作市	外十四名

叙任及び辭令

鳥取県教育委員会事務局職員

死亡 昭和二十八年二月十三日

中 本 敏 男

正 誤

昭和二十八年一月二十三日鳥取県告示第三十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 番号	誤	正
六四	同郡同村大字神垣字 松尾西平六一〇	同郡同村大字神垣字 松尾東平六二三

昭和二十八年一月三十日鳥取県規則第八号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段	誤	正
一一	上 第四條	第三條
〃	〃 第五條	第四條
〃	〃 第六條	第五條
〃	下 第七條	第六條
〃	〃 第八條	第七條
一五	〃 第九條	第八條
一七	上 第十條	第九條
一八	下 第十一條	第十條
二〇	上 第十二條	第十一條
二三	下 第十三條	第十二條

灘手村谷	東伯郡灘手村
浅津村上浅津	浅津村
法勝寺	西伯郡法勝寺
庄内村古野堂	庄内村

